1. 一般共通事項

施工計画書	・工種別施工計画書の一部作成漏れがある(仮設工事、外構工事等)。
	・使用される材料・重機等が記載されていない(カタログなどが添付されていない)。
	・各工種で必要となる資格者の記載や資格証明書の添付がされていない。
	 ・黒板情報電子化(電子黒板)を実施する場合に、施工計画書等に使用機器(ソフトウエア)の記載がされていない。
	・設計変更後、または協議等により施工方法等を変更した際、変更施工計画書が提出されていない。(軽微な変更
	を除く)
	・地場企業下請不使用理由書が提出されていない。
施工体制台帳	・下請け業者との注文書・注文請書・基本契約書(以下「請負契約書等」)、市との契約書(請書)の写しが添付されて
	いない。
	・注文書・注文請書の金額が黒塗りされている。
	・請負契約書等の工期や契約日などに未記入や誤記がある。(工期延長に関する契約が確認できない。)
	・契約書に記載しなければならない重要事項15項目が不足している。
	・作成日や工事内容に誤記がある。
	・主任技術者となりうる国家資格等に誤りがある。
	・主任技術者となりうる経歴証明書が無い、又は、実務経験年数が不足している。
	・元請の作業員名簿が添付されていない。
	・作業員名簿が旧様式で作成されており、各個人情報が黒塗りされていない。
	・作業員名簿の元請確認欄にサインがない。
	・健康保険等の加入状況欄への記載ミス(加入若しくは対象外のところ未加入と記載)がある。
	・健康保険証の写しを添付する際に保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(黒塗り)がされていない。
	・外国人従事者がいる際に、雇用関係・技能実習生・在留資格が確認できる書類がない。
	・最新版(業者名、工期等)に整理されていない。
施工 体系図	・2次以下の下請けの契約状況が記載されていない。
	・工期の途中で工期変更や業者追加等を記載していない。
	・主任技術者等(専門技術者)の氏名が記載されていない。
	・現場に掲示する際に旧様式で掲示されている。(許可番号が記載されていない)
建設リサイクル法	・工事完成時に「再生資源利用促進計画書(実施書)-建設副産物搬入(搬出)工事用-」が提出されていない。
	・契約書の別紙に記載された再資源化等をするための施設と異なる施設へ搬入されている。
	・中間処理場から最終処分場へ持ち込んだ写真がない。
建設副産物関係	・「再生資源利用促進計画書(実施書)-建設副産物搬入(搬出)工事用-」の作成に不備がある。
	・契約書に日付の記入をしていない。
	・工事期間以降に持ち込まれているものがある。
	・運搬車両の車番リストがない。
	・マニフェストの提示漏れがある。
	・マニフェストにサイン、確認日が記入されていない。
	・残土処分場の受入承諾書が無い。
	・運搬車両の許可ステッカーが確認できない。
	・運搬写真(積込、処分場搬入時、処分場看板、荷下ろし完了時)の添付漏れがある。
建設業退 職金共済 制度	・建退協制度に加入していることを証明する黄色の加入看板を現場に掲示していない。
	・掛金収納書の発注者名が福岡市長になっていない。
	・受払簿等の作成誤りや、報告書の記入間違いがある。
	・加入証明等の加入状況が確認できる書類や辞退届がない。

1. 一般共通事項

工事実績情報	・工事実績情報の登録(CORINS)の登録をしていない。
工事交換情報 の登録 (CORINS)	・規定日の10日以内(土日祝祭日含まず)に登録していない。
	・工事途中で契約額が500万円以上になった場合に登録をしていない。
日報・ 点検・ 記録関係	・工事日報、KY活動記録に日付が記載されていない。
	・新規入場者教育記録がない。
	・持ち込み機械点検記録(絶縁測定等)を行っていない。
	・足場点検記録を行っていない。
	・完成図書に試験成績書、関係官公署書類の添付がない。
	・不安全行動や保護具の未装着など不適切な行動に見える写真が添付されている。
	・各材料において、検収写真がない、型番が不明瞭などにより品質の確認ができない。
	・使用した重機等の低騒音型機械と指定されていることが分かる資料、写真がない。
	・VOC検査状況の写真が添付されていない。
工事写真	・工事写真が不足している。
	※整理方法は「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」及び「「工事中」の写真撮影(建築工事編)・(建築設備工事
	編)」
	・データの紛失、破損等により工事写真の一部が提出されていない。
	・黒板情報電子化(電子黒板)を実施した場合に、信憑性の確認をした結果が提出されていない。
	・技能士の資格証明資料が提出されていない。
	・使用資材一覧表が提出されていない。
	・請負契約書第18条に基づく監督員との協議書が作成されていない。
その他(書 類)	・出荷証明書(内装工事は特に使用材料が多岐に渡るため、整理し把握しておくこと)、ミルシート等が不足して
	いる。
	・承諾図の未作成がある(家具、木製建具等)。
	・提出書類への書き込みが、ボールペンで記載されていない(消せるボールペン、ラベルライター、修正テープ等は
	不可)。
その他(現 場)	・VOC検査が工期内に行われていない。
	・ビスの取付漏れ、取付不良、ビス頭のつぶれがある。
	・清掃不備(塗装、シーリング汚れ等)がある。

2. 各種工事

仮設工事	・足場に危険箇所(布板や手すりが仮撤去のままで復旧されていない、布板間の隙間が大きい等)がある。
	・工事表示板、労災保険関係成立票、建退共適用標識(2箇所)、建設業の許可票、施工体系図(2箇所)を工事現場
	の出入り口の見やすい場所等に掲示がされていない。
	※建退共適用標識は現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。
	※施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
	・仮設物(現場事務所等)の撤去完了写真が不足している。
	・積載荷重、足場の組み立て等作業主任者名などの表示の写真が不足している。
	・縄張り、遣方、足場(内部、外部、鉄筋足場等)の写真が不足している。
	・外部足場の設置完了後の写真が不足している(朝顔、養生ネットを含む)。
	・仮設水道・電気の立会写真、メーターの接写写真が不足している。
	・山留めの構造計算書が無い。
土·地業工 事	・締固めにおいて、転圧状況の写真が不足している(ランマー3回突き又は振動コンパクター2回締め等)。
7	・防湿シートの重ね合わせ及び基礎梁際ののみ込み状況の写真が不足している。
	・配筋状況写真が不明確(特に、梁の下端筋や二段配筋)。
	・ミルシートの流通過程の各業者の証明が不明確。
鉄筋•鉄	・コンクリート打放し脱型後の処理が悪い(ばりの処理、釘の切断未処理、セパ錆止め忘れ等)。
骨•	・コンクリートの打設時の打設部位、呼び強度、スランプ、コンクリート種別等が黒板に明示されていない。
コンクリート・	・供試体の現場水中養生状況の写真が不足している。
型枠工事	・調合管理強度の管理試験、構造体のコンクリート強度の推定試験が不足している。また、供試体の作成、養生方法
	等に誤りがある。
	・各施工状況(建込み状況、支保工等)及び建込み完了(全景)の写真が不足している。
コンクリートブ	・コンクリートブロック工事において、壁縦筋に重ね継手を設けている。
ネル・押出成形	・ブロックの規格、種類、厚さが判る写真が不足している。
セメント板工事	・鉄筋の径、溶接継手の長さ、配筋(主筋)間隔等の配筋状況の写真が不足している。
タイル	・タイルの浮き、割れ及び目地モルタル充填不足がある。
工事	・長期に水及び温水の影響がある場所にタイプⅡの接着剤を使用している。
	・木部の面取り不良(ささくれ等)が見られる。
木工事	・合板等壁下地の板継ぎ位置の木胴縁見付け巾(90ミリメートル)が不足している。
	・木材の含水率の測定状況写真は、計測値、許容範囲を記入する。
	・防腐防蟻剤の仕様が違う。
屋根及び とい・ 金属工事	・とい工事における下がり止め未設置、とい受金物のビスの緩みが見られる。
	・軽量鉄骨天井下地の天井点検口等の開口補強、天井ふところ1.5m以上ある天井下地の斜め補強が不足している。
	・軽量鉄骨壁及び天井下地について、各下地材の取付間隔の計測状況や扉・天井点検口等の開口補強状況の写真
	が不足している。
	・法令上重要な部分の施工状況写真が不足している。(防火区画等)
防水・ 左官・ 塗装工事	・塗膜防水の塗膜厚さ不足(補強布が見える、補強布の端部が突出している)、仕上げの不良(トップコートのすけ、
	ひび割れ、ピンホール)等がある。
	・シーリング施工不良(凹みがある、被着体と接着していない等)がある。
	・塗装不良が見られる。(塗残し、吹きむら、色むら、ピンホール、ダマ等)
	・左官仕上げによるモルタルの浮き、不陸が見られる。
	・隠ぺい部、見え隠れ部(建具等上下小口)が塗装されていない。
	・材料検収状況及びその空缶や空袋など、材料の使用数量が確認できる写真が不足している。
	・施工計画書の必要数量と出荷証明書の納品数量が照合確認ができない。

2. 各種工事

・ルーフドレイン等の取合い部、出隅、入隅の処理等の施工状況の写真が不足している。 ・シーリング材において、引張試験等の指示がある場合の試験状況の写真等が不足している。 防水・ 左官・ 塗装工事 ・外壁改修工事において、高圧洗浄のメーター読みの写真が不足している。 ・防水型塗材(防水型外装薄塗材E等)の増塗り状況の写真が不足している。 ・各工程の写真で標準仕様書等の一般名称と商品名並びに塗布量や研磨紙の番号が併記されていない。 ・天井と廻縁及び壁、壁と巾木、巾木と床などの取り合い部に隙間がある。 ・天井・壁仕上材にキズ、凹みがある。 ・ビニル巾木に接着不良がある。 ・床シートの浮き、ジョイント部の不良がある。 内装工事 ・壁紙張りにおいて、素地ごしらえ後のシーラー塗布がされていない。 ・合成樹脂塗床において、仕上げの種別に誤りがあり、使用量が不足している。 ・ボードのビスピッチの計測写真が不足している。 ・階段の段鼻、スロープ部と水平部の明度差がついていない。(福祉のまちづくり条例関係) ・建具・錠の開閉不良(音鳴り、戸先の戻り等)が見られる。 ・サッシの外れ止めが無い。 ・指はさみ防止のための引き残しが無い。 ・戸当たりが無い。 ・木製建具の中骨等の仕様に誤り(寸法、ピッチが不足等)がある。 建具・ ユニット 及び ・家具等の取付け回りに隙間がある。また、固定がされていない。 ・建具の承諾図に耐風圧、気密性、水密性等に関する所定の性能等の明示がない。 その他の 工事 ・くつずり、下枠等の先詰めモルタル充填状況や建具の取付けアンカーピッチ、及びアンカーの錆止め状況の写真 が不足している。 ・網入りガラスの小口の錆止め処理状況の写真が不足している。 ・木製建具の骨組み製作完了時の写真が不足している。 ・種別、仕様及び工法に応じた工程毎の施工状況及び完了時の写真が不足している。(建具は符号別に撮影) ・肥料、土壌改良材等の材料検収及び空袋の写真を、数量、規格等が判るように各々撮影されていない。 植栽及び屋 ・施肥状況などの工程写真が不足している。 上緑化工事 ・工事で出た木材(伐採、剪定)を一般廃棄物で処理している。 ・建物解体後の地表面にコンクリートガラ、アスファルトガラが残っている。 ・各種表示(喫煙飲食禁止等)・掲示(石綿作業主任者の氏名及び職務内容等)の写真が不足している。 ・作業員及び周辺住民等に対する掲示(石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査結果)の写真、 出荷証明書が不足している。 ・保護具(防塵マスク・・・RL3等の規格がわかるもの、保護メガネ、保護衣、作業衣等)の材料検収写真が不足して 解体工事 いる。 (アスベス ト撤去を 含む) ・アスベスト作業主任者による、アスベスト撤去完了確認の写真が不足している。(養生撤去前に作業主任者による 撤去確認が必要) ・石綿則第4条に基づく施工計画書に施工調査記録が不足している。 ・石綿則第35条の2に基づく作業記録が不足している。 ・石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)に申請済の確認ができない。 ・発注者への解体等工事に係る事前調査及び特定粉じん排出等作業の結果についての報告(石綿則第4条の2、

※石綿則・・・石綿障害予防規則

大防法第18条の15、23)に必要な書類が不足している。

※大防法・・・大気汚染防止法